

# 群馬県読書活動推進計画 新旧対照表

群馬県読書活動推進計画（現行）	群馬県読書活動推進計画（改定案）
<p><b>第4章 県民の読書活動の推進のための取組</b>  <b>4 読書活動におけるバリアフリーの推進</b></p> <p>◆障害は知的障害や発達障害、肢体不自由、視覚・聴覚、病弱と多岐にわたるため、障害の程度に応じた様々な形態の図書資料を整備することが重要です。</p> <p>◆障害の状態や興味・関心に応じた読書支援が行えるよう、ハード・ソフト両面からの整備を進めていく必要があります、特に、タブレット等ICT機器の活用も含めた読書環境の整備についても留意していく必要があります。</p> <p>◆大活字本、LLブック、手話や字幕入りの映像資料等、バリアフリー資料の収集を促進することも重要です。</p> <p>◆本棚と本棚の間を広くすることや、必要に応じて読書に集中できる場所の確保、絵等の視覚情報を加えた案内の充実、スタッフによるサポート体制の構築等、バリアフリーの観点を取り入れた整備を行い、図書館が障害者にとって、「行きやすい場所」になることも重要です。</p> <p>◆点字図書や音声読み上げ対応の電子書籍等、アクセシブルな書籍・電子書籍等の収集に努めることも重要です。</p> <p>◆県立図書館や県立点字図書館、市町村立図書館等との相互貸借制度等を活用し、利用者のニーズに合わせた読書活動を支援します。</p>	<p><b>第4章 県民の読書活動の推進のための取組</b>  <b>4 読書活動におけるバリアフリーの推進</b></p> <p>(1)読書困難者（視覚障害、発達障害、肢体不自由その他の障害により、書籍について、視覚による表現の認識が困難な者。）による図書館の利用に係る体制の整備等</p> <p>①読書困難者が利用しやすい（以下「アクセシブル」という。）書籍等の充実</p> <p>◆公立図書館等においては、アクセシブルな書籍等を充実させる取組を促進するとともに、点字図書館については、これらの書籍等の充実、製作の支援を行うことが重要です。</p> <p>②円滑な利用のための支援の充実</p> <p>◆公立図書館等において、各館の特性や利用者のニーズ等に応じ、段差解消等の施設及び設備の整備や障害者サービスの充実を図る取組を促進することが重要です。</p> <p>◆学校図書館における支援を充実するため、各教育委員会に対し、司書教諭・学校司書の配置、司書教諭等の教員間の連携の重要性について周知するなどして支援体制の整備を図る必要があります。</p> <p>◆点字図書館及び公立図書館と学校図書館の連携を図り、読書に困難のある児童生徒を支援するための取組を進めます。また、それらの児童生徒が在籍する学校に対して、図書館の利用について学ぶ機会を設けることの重要性及び具体的な利用方法についての周知を促進します。</p> <p>◆点字図書館において、公立図書館等と連携を図り、アクセシブルな書籍等や端末機器による読書機会の提供、アクセシブルな書籍等の利用支援を促進します。</p> <p>◆音訳図書の製作やアクセシブルな書籍等の利用に関する情報提供などの機能が、視覚障害者以外の視覚による表現の認識が困難な者の読書環境の整備の推進に役立つよう、公立図書館との連携の促進を図ります。また、点字図書館の利用対象者の範囲について検討を行い、その検討結果を踏まえ、受入れ環境の整備及びアクセシブルな書籍等の充実について検討します。</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-top: 10px;"> <p>◇…第3次子ども読書活動推進計画から継続する取組</p> <p>◆…群馬県読書活動推進計画で拡充する取組</p> </div>

(2)インターネットを利用したサービスの提供体制の強化

◆点字図書館と公立図書館等との連携を図り、国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知や連携に必要な情報提供を行い、読書困難者用データの送信サービスやサピエ図書館の利用促進を図ることが重要です。

(3)特定書籍・特定電子書籍等の製作の支援（第11条関係）

◆点字図書館と公立図書館等との連携を支援し、特定書籍や特定電子書籍等の製作のノウハウや製作された書籍等の情報共有等による製作の効率化を図ることが重要です。

(4)端末機器等及びこれに関する情報の入手支援、情報通信技術の習得支援

◆点字図書館と公立図書館等がICTサポートセンターと連携し、読書困難者に対して、様々な読書媒体の紹介やそれらを利用するための端末機器等の情報入手に関する支援を行うことが重要です。また、サピエ図書館等の利用方法に関する相談及び習得支援、端末機器等の貸出等の支援を行うことが必要です。

◆ICTサポートセンターの普及の支援や読書困難者が身近な地域において端末機器等の利用に係る講習会等の支援を受けることが可能となるよう公立図書館職員に対して研修することも重要です。

(5)製作人材・図書館サービス人材の育成等（第17条関係）

①司書（学校司書）、司書教諭、職員等の資質向上

◆障害者サービスに関する内容を理解するための研修等の実施、障害当事者でピアサポートができる司書等及び職員等の育成や環境の整備を促進します。

②点訳者・音訳者、アクセシブルな電子データ製作者等の人材の養成

◆製作に携わる人材に対する製作基準の共有やノウハウ等の習得に係る研修の取組を支援するほか、人材の募集や養成及び製作活動支援等に計画的に取り組むことができるよう支援を行います。

◇…第3次子ども読書活動推進計画から継続する取組

◆…群馬県読書活動推進計画で拡充する取組

## 第4章 県民の読書活動の推進のための取組

### 5 関係機関等の連携・協力

#### (1) 学校と公立図書館の連携・協力

##### ① 県立図書館の取組

- ◇各学校図書館に対し、「学習支援図書セット」や「朝の読書推進図書セット」等、児童生徒の読書活動を支援するための図書の団体貸出を行います。
- ◇学校図書館の取組の一層の充実に資するため、司書教諭や学校司書を対象とした実務研修等を開催します。
- ◇児童生徒に図書館を身近に感じてもらうことなどにより、図書館の利用を促進し、読書活動の充実に資するため、図書館での児童生徒の職場体験学習等を受け入れます。

##### ② 市町村立図書館の取組

- ◇児童生徒向け図書の充実を進めるとともに、学校図書館との連携・協力を推進することなどにより、児童生徒の読書環境の充実に資することが重要です。
- ◇児童生徒に図書館を身近に感じてもらうことなどにより、その利用を促進し、読書活動の充実に資するため、引き続き児童生徒の職場体験学習等の受け入れに努めることが大切です。
- ◆子どもの読書活動を推進しているボランティア団体との連携を進めることにより、読書活動の充実に資することが大切です。

## 第4章 県民の読書活動の推進のための取組

### 5 関係機関等の連携・協力

#### (1) 学校と公立図書館の連携・協力

##### ① 県立図書館の取組

- ◇各学校図書館に対し、「学習支援図書セット」や「朝の読書推進図書セット」等、児童生徒の読書活動を支援するための図書の団体貸出を行います。
- ◇学校図書館の取組の一層の充実に資するため、司書教諭や学校司書を対象とした実務研修等を開催します。
- ◇児童生徒に図書館を身近に感じてもらうことなどにより、図書館の利用を促進し、読書活動の充実に資するため、図書館での児童生徒の職場体験学習等を受け入れます。
- ◆読書に困難のある児童生徒がアクセシブルな書籍等を利用できるよう、県立図書館や県立点字図書館における取組を周知します。
- ◆司書教諭、職員等に対して、障害者サービスに関する内容を理解するための研修を実施します。

##### ② 市町村立図書館の取組

- ◇児童生徒向け図書の充実を進めるとともに、学校図書館との連携・協力を推進することなどにより、児童生徒の読書環境の充実に資することが重要です。
- ◇児童生徒に図書館を身近に感じてもらうことなどにより、その利用を促進し、読書活動の充実に資するため、引き続き児童生徒の職場体験学習等の受け入れに努めることが大切です。
- ◆子どもの読書活動を推進しているボランティア団体との連携を進めることにより、読書活動の充実に資することが大切です。
- ◆読書に困難のある児童生徒がアクセシブルな書籍等を利用できるよう、市町村立図書館や県立点字図書館における取組を周知することが大切です。

##### ③ 県立点字図書館の取組

- ◆読書に困難のある児童生徒がアクセシブルな書籍等を利用できるよう、県立点字図書館における取組を周知します。

- ◇…第3次子ども読書活動推進計画から継続する取組
- ◆…群馬県読書活動推進計画で拡充する取組

(2)図書館相互の連携・協力

①県立図書館の取組

- ◆図書館横断検索システムの運営と市町村支援協力車の運行により、相互貸借などネットワークの整備・充実を一層推進していきます。
- ◆県内全ての市町村立図書館が参加する相互貸借制度の維持活用により、遠隔地等の県民の読書活動における利便性を確保するため、連携・協力を図っていきます。
- ◆県の中核図書館として、市町村立図書館や学校図書館の職員に対する実務研修等を実施し、資質・能力の向上を図ります。

②市町村立図書館の取組

- ◆図書館の相互貸借制度の積極的な活用等により、県民の読書環境の充実を図るための取組を継続していくことが重要です。
- ◆県内各地域の図書館におけるイベント等の周知についても、相互に協力し合うことにより、県民の読書に対する関心・意欲を高める機会を提供していくことが大切です。

(3)その他の連携・協力

- ◆読み聞かせグループや書店等の民間団体との連携を図り、読み聞かせ、朗読会、読書会等を開催することが、県民の読書に対する関心・意欲を高めるために有効です。
- ◆家庭、地域、図書館、学校、民間団体等が相互に連携し、異なる世代間で読書活動を通じた情報の共有及び交流を図ることで、県民の世代を超えた読書活動を推進していくことも重要です。

(2)図書館相互の連携・協力

①県立図書館の取組

- ◆図書館横断検索システムの運営と市町村支援協力車の運行により、相互貸借などネットワークの整備・充実を一層推進していきます。
- ◆県内全ての市町村立図書館が参加する相互貸借制度の維持活用により、遠隔地等の県民や読書困難者の読書活動における利便性を確保するため、連携・協力を図っていきます。
- ◆県の中核図書館として、市町村立図書館や学校図書館の職員に対する実務研修等を実施し、資質・能力の向上を図ります。

②市町村立図書館の取組

- ◆図書館の相互貸借制度の積極的な活用等により、県民の読書環境の充実を図るための取組を継続していくことが重要です。
- ◆県内各地域の図書館におけるイベント等の周知についても、相互に協力し合うことにより、県民の読書に対する関心・意欲を高める機会を提供していくことが大切です。

③県立点字図書館の取組

- ◆公立図書館等に対して必要に応じてアクセシブルな書籍等の製作の支援を行います。
- ◆公立図書館等に対して国立国会図書館やサピエ図書館のサービスの周知や情報提供を促進します。

(3)その他の連携・協力

- ◆読み聞かせグループや書店等の民間団体との連携を図り、読み聞かせ、朗読会、読書会等を開催することが、県民の読書に対する関心・意欲を高めるために有効です。
- ◆家庭、地域、図書館、学校、民間団体等が相互に連携し、異なる世代間で読書活動を通じた情報の共有及び交流を図ることで、県民の世代を超えた読書活動を推進していくことも重要です。
- ◆読書困難者関係の団体と連携し、アクセシブルな書籍等の利用促進のための情報共有を図ることも重要です。

◇…第3次子ども読書活動推進計画から継続する取組  
◆…群馬県読書活動推進計画で拡充する取組